

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

## 主張書面

2014(平成26)年3月31日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人253名代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士 谷 次 郎

## 原子力規制委員会の審理の状況についての補足

### 1 基準地震動について武村式を適用しないこと

2014年3月13日の原子力規制委員会第46回会議では、「新規制基準適合性の状況について」を扱っている（甲253、1頁）。当日資料2（甲252）が配布され、島崎邦彦委員長代理は、これを使って審査の状況を説明し、「資料2の裏面に別紙というのがございますが、これが本日現在の審議中の主な課題ということで、前にお示ししたものと同じ形式になっておりまして、それぞれ課題が挙がっていますが、その課題がクリアされている白いマス目が前回に比べて増えているということが確認していただけるかと思っています」と発言した（甲253、5頁）。この別紙の裏面（甲252の2枚目）では、「川内1・2」の基準地震動は白いマス目になっており、課題がクリアされている、となっている。

そして

田中委員長

・ ・ 今の島崎委員からの御説明ですと、基本的には大きな審査項目としてクリアできたのは、川内1・2号機という理解でよろしいでしょうか。それ以外のプラントについては、まだもう少し基本的なところの審査が残っていると。

島崎委員長代理

はい。基準地震動に関する審査が残っております。川内だけは既に確定しております。（甲253、7頁（傍線引用者、以下同じ））

との発言がなされており、他のプラントでは基準地震動に関する審査が残っているが川内だけは基準地震動について確定した、としている。

九州電力は2014年3月12日の第92回原子力発電所の新規制基準適合性にかかる審査会合で資料3-3として提出した「川内原子力発電所基準地震動の策定

について（補足説明資料）」（甲 2 5 5 ）には川内 1 ・ 2 号機の基準地震動の算出方法が示されている。さらに、3月26日の第99回原子力発電所の新規制基準適合性にかかる審査会合で資料 1 - 2 として提出された「川内原子力発電所基準地震動の策定について（補足説明資料）」（甲 2 5 6 ）には、川内 1 ・ 2 号機の基準地震動の算出方法が別の断層について示されている。これらの地震モーメントの算出には、入倉・三宅式や武村式は使われておらず、その地震モーメントの評価は、武村式の場合の約 2 分の 1 という過小評価になっている（甲 2 5 7 ）。

原子力規制委員会は、川内 1 ・ 2 号機について武村式を使わず、地震モーメントを武村式を使った場合の約 2 分の 1 とすることを容認した。大飯 3 ・ 4 号機の地震動評価は強震動予測レシピ（入倉・三宅式）に基づいているので、武村式を適用した場合の約 4 . 7 分の 1 の過小評価になることは避けられない。川内 1 ・ 2 号機と大飯 3 ・ 4 号機とで地震モーメントの算出に関する武村式の扱いについて別扱いする理由はみあたらない。原子力規制委員会は大飯 3 ・ 4 号機においても武村式を使わず地震モーメントを過小評価することを容認したものである。

## 2 重大事故対策

上記の 2 0 1 4 年 3 月 1 3 日原子力規制委員会第 4 6 回会議において更田豊志委員は、

重大事故対策、それから従来の設計基準に相当する部分での内部溢水（いっすい）、内部火災といった大きな論点については、おおむねこのプラン  
トも進捗状況に大きな差はない。重大事故対策に対する姿勢に関してであるとか、その取組に関していくつか差異はありますけれども、ここで大きく分けるほどの差が出ているという状態ではありません。

川内 1 ・ 2 号機の審査に関して言えば・・・重大事故対策に対する取組  
に関して、これまで九州電力が示してきた姿勢は十分に満足のいくものだ

と私は考えています。

そういう意味で、プラント側で今どこという決定的に言うものではありませんけれども、川内1・2号機は、その中でも審査はおおむね順調に進んでいるプラントだということが言えます。

と発言し、田中委員長はこれをうけて

川内1・2号機について・・・申請の補正と審査書案の作成の準備にはいることにしたいと思います

と決定した(甲253、7頁以下)。前回抗告人が指摘した大飯3号機・4号機の重大事故対策にかかる設置許可基準規則37条2項違反、同規則37条2項・51条違反及び同規則55条違反については、他のプラントも同様の問題があると思われるが、原子力規制委員会はこれを問題としようとしないことは明らかである。

### 3 台場浜トレンチ内の破砕帯

2014年3月13日の原子力規制委員会第46回会議で配布された資料2の裏面(甲252の2枚目)では、「大飯3・4」の「敷地内の破砕帯」の欄は、白いマス目となっており、課題がクリアされたものとされている。すなわち、抗告人が前回指摘した、「将来活動する可能性がある断層等」が重要な安全機能を有する施設の近傍にあることによる安全側の評価がなされることによる設置許可基準規則3条3項適合性の審査については、原子力規制委員会はこれをしようとしなないことは明らかである。

以上